

# 傷病手当金の起算日と待機期間、支給対象日の考え方

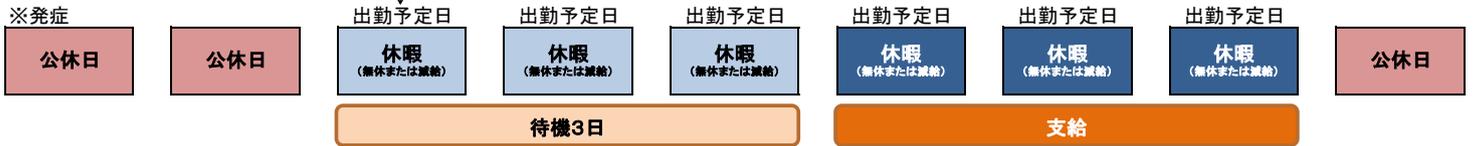
## 【パターン1】

労務に服することができなくなった初日



## 【パターン2】

労務に服することができなくなった初日



## 【パターン3】

労務に服することができなくなった初日



※ パターン2、パターン3の違い ※

公休日は元々勤務を要しない日であるため、待機期間の起算日として扱わないのに対し、パターン3は出勤を要する日に休んだので病気休暇(有給)の一日目から待機期間の起算日として考える。

## 【パターン4】

労務に服することができなくなった初日



## 【パターン5】

※発症



## 【パターン6】

※発症

